

議案審査の報告に先立ち、総務産業委員会は、今 定例会で当委員会に付託された議案を審査するにあたり、9月8日に委員出席のもと、関係部長、課長、係長の出席を求め、慎重に審査を行いました。各議案の内容については、お手持ちの資料を参照してください。それでは、審議の内容についてご報告いたします。

議案第 37 号「諏訪市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例及び諏訪市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、

総務産業委員会に付託された部分で質疑・討論はなく、採決の結果、当委員会は全会一致可決であります。

報告は以上となります。

議案第 39 号「諏訪市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正について」から議案 42 号「工事請負契約をするについて」までの 4 件を一括して報告いたします。

議案第 39 号「諏訪市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正について」の主な質疑では、

□ 農地減少の基準に、耕作放棄地は含まれているか、との問いに、

■ 基本的には、農地基本台帳に載っているものを農地としているので、耕作放棄地であっても農地としてカウントしている、との答弁。

□ 委員の人数が、令和 9 年 5 月 20 日から 1 人減るが、どのように一人減らすのか、との問いに、

■ 改選をむかえるため、次の任期から変更となる、との答弁がありました

討論はなく、採決の結果、当委員会は全会一致可決であります。

議案第 40 号「諏訪市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は、  
質疑・討論はなく、採決の結果、当委員会は全会一致可決であります。

議案第 41 号「工事請負契約をするについて」の主な質疑では、

□ 一般競争入札で 2 者が同額であったが、総合評価経過において価格以外の評価点で差が出た。この評価点とは何か、との問いに、

■ 主なものは、過去の工事における成績、類似の工事の実績、ISO の取得状況などを点数化したもの、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、当委員会は全会一致可決であります。

続いて、

議案第 42 号「工事請負契約をするについて」の主な質疑では、

□ 舞台機構という専門的な技術が必要という理由で 1 者しか手が挙がらなかったのか、との問い

に、

■ 対象となる業者が少なかったため、広く参加を募る入札を行ったが1者のみの参加だった、との  
答弁。

討論はなく、採決の結果、当委員会は全会一致可決であります。

報告は以上です。

議案第 48 号「財産の取得について」の主な質疑では、

□ 地元業者を使うよう“努力義務”を課しても、リース会社側が「努力義務だから必ず使う必要はない」と解釈してしまい、結局使われない可能性がある。この点についてどう考えるのか、との問いに、

■ 地元業者を使ってほしいと事業者に伝えている。ただ、昨今の電気業界の人手不足などを考慮し、義務化はしていない。努力義務ではあるが、市としては今後も地元業者の活用を求めていく方針である、との答弁。

□ 何社指名したのか、との問いに、

■ 全国のリース会社の名簿の中から 10 者を指名し、応札は 1 者、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、当委員会は全会一致可決であります。

報告は以上です。